

守口市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本市では従来より府と連携して就職困難者等を対象に地域就労支援事業を実施しております。国の緊急雇用対策事業についても積極的に利用に努めるとともに、離職者の教育訓練についてもハローワークとの連携を密にしております。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

高齢者や障がい者等に対する就労支援につきましては「地域就労支援事業」においてハローワークや福祉担当課等と連携を密に実施しております。障害者自立支援法に基づく守口市障害者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、就労支援ネットワークの構築を進めるとともに、平成21年度からは、北河内西障害者就労・生活支援センターと連携し、守口市役所において障害のある人の職場実習の受け入れをしております。今後とも、関係機関・団体との連携を深め、障害のある人の雇用促進・就労支援に取り組んでまいります。

平成21年10月より、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失する恐れのある方を対象として住宅費を支給するとともに、住宅確保や就労支援等を実施し、住宅及び就労確保に向けた支援を行っております。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

最低賃金については広報紙等で周知に努めているところであり、労働基準法など労働関係法の周知については機会あるごとに経済団体等に対し努めてまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価入札制度につきましては、他市の状況も参考にしながら、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。また、委託先の最低賃金につきましては、今後も関係法令等を遵守するよう指導に努めてまいりたいと考えております。

さらに、公契約問題につきましては、国が統一的な指針を示し法整備を行うことが重要であるとと考えておりますことから、国・府等に対し要望してまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は住民が安心して働く環境の整備に向け、国・地方公共団体・企業・労働者において、それぞれの立場でなすべきことを示しているものであり、その周知については機会あるごとに関係機関を通じ努めてまいります。また、そのような労働環境が整備され働きやすい職場が多く実現できるよう、企業との連携を密にし、促進してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

守口・門真両市の中小企業が異業種交流で互いの技術やアイデアを出し、新たなものづくりに挑戦する産官学交流プラザに参加するとともに、産業フェアへの出展支援を行うなど、ものづくり企業への支援に努めております。また、B2Bセンターの有効活用についても周知に努めてまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

企業誘致策については、工業活性化推進協議会において市内企業流出防止策を含め協議していただいているところです。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

中小・地場企業の支援については守口門真商工会議所等と連携し、ものづくり企業の育成に努めているところであり、また、受注機会の拡大に向けた産業フェアへの出展支援を行っているところです。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

厳しい経済状況のなか、中小企業との公正取引の確立や下請事業者の利益の保護を図るため、機会あるごとに下請二法等の周知に努めているところであり、今後も関係機関を通じてこれらの周知徹底に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革については、平成20年度から25年度までを計画期間とした「(仮称)守口市財政健全化計画(素案)」に基づき、事務事業の見直し・未利用地の活用・歳入の確保等について具体的な取り組み施策や効果額及び計画期間中の収支推計を定めて進めております。

また、本計画の進捗状況等に関する公表は、適切な時期にできるだけ分かりやすい形で実施してまいります。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

行政運営にあたり、市民やNPO等と連携を深めることは地域活性化の観点からも重要であると考えております。これまでからも、各事業課において地域の方々が参加・貢献できる取り組みを進めておりますが、市民等のご意見・ご提言等をより効果的に反映させるシステムについては今後ともさらに研究してまいりたいと考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、権限委譲に際しては、府と市の役割分担を明確化し、地域の実情に応じた市民サービスの充実につながるよう、また、自主的・自立的な行財政運営を可能とする財源の移譲を今後とも府へ働きかけてまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

自立した行財政運営を行うことが地方分権の本来の姿であり、当然のことながらこれに必要な財源については、国の責任のもと、早期に配分の見直しを実現すべきものと考えております。このことから、今後とも大阪府と十分に連携を図りつつ府内市町村が一体となって、さらなる地方税財源の充実確保に向け国に対し強く働きかけてまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価システムは、現在制度として実施いたしておりませんが、すべての事務事業について常日頃から、またとりわけ予算編成の作業時には、費用対効果や行政が関与する必要があるのか、また社会経済情勢の変化・動向に対応できているかなどについて見直しを行っております。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

府医療計画に基づく北河内二次医療圏での医療施設数・病床数及び医師等医療従事者数は、他の二次医療圏と同程度の水準にあるものの、他の医療圏と同様、産婦人科・産科を標榜する一般病院数や標榜している中で実際に分娩を取り扱う施設及び産科医師が減少しており、周産期医療体制の整備・確保が重要課題となっています。

また、同時に経営上不採算部門となっている救急医療、とりわけ小児救急は、医師・看護師等医療従事者の過重負担の解消が緊急の課題であることから、地域の実情に応じた医療提供体制の構築など必要な対策を講じるよう、今後とも機会あるごとに国・府に要望してまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善

に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護保険につきましては、守口市・門真市・四條畷市の3市によるくすのき広域連合にて実施されているところであり、事業者などに対する支援や助成の充実、福祉人材確保の強化につきましては、くすのき広域連合とともに国・府に要望してまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

本市では、「第2期守口市障害福祉計画」に基づき、居宅介護・移動支援など障害のある人の地域生活を支援するために必要なサービス提供事業者の確保を図り、基盤整備を推進してまいりました。今後とも継続して取り組み、短期入所など本市に不足しがちなサービスについても充実を図ります。

利用者負担については、国においてたびたび制度の改善が実施され、また本市においては地域生活支援事業について負担上限月額を定めるなど軽減を図っています。

今後とも、利用者の実情に合った障害福祉サービス制度の拡充に努めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルス対策の重要性については十分認識しているところであり、府・北河内各市・北河内労働ネットワークと協力し、市民とともに企業も参加するセミナーを開催するなど、メンタルヘルス対策の啓発に努めているところです。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会

全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市におきましては、平成14年度以降公立保育所を民間移管することにより、多様化する保育ニーズに応じた休日保育・延長保育、地域での子育て支援など様々な特別保育事業に取り組んでおり、今後ともこれら保育サービスの拡充に向け努めていきたいと考えております。

また、地域における子育て支援におきましては、平成14年6月に本市の子育て支援の総合的な拠点施設として子育て支援センターを設立しており、今後とも大阪府他各関係機関と連携しながら、さらなる子育て支援の充実に努めていきたいと考えております。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校の防犯体制については、防犯マニュアルに基づく児童の訓練及び教職員対象の実技研修会を守口警察署の協力を得て行っております。警備員配置については、今後も継続できますよう努めてまいりたいと思います。

警備員配置につきましては、大阪府からの交付金が2011年度以降は廃止となりますが、厳しい状況のなかでも継続できるよう努めてまいります。なお、並行して校内のオートロックやカメラの設置などの安全対策についても研究してまいります。

また、学校における子どもの安心・安全対策につきましては、防犯マニュアルに基づく児童の訓練及び教職員対象の実技研修会を守口警察署の協力を得て、小学校の防犯体制を整えており、引き続き対策を講じてまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

1・2年生での35人学級編制につきましては、今後も継続できるよう引き続き府に働きかけるとともに、他の学年につきましても同じく働きかけてまいります。

また、キャリア教育の取り組みにつきましては、ものづくり教育など地域在住の専門的な知識や技能をもつ人材の発掘、企業連携により講師招聘などを行い、子どもたちが専門分野に触れる機会を作っており、引き続き取り組んでまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

本市の奨学金制度につきましては、国の動向を注視しつつ研究してまいりたいと考えております。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童の虐待につきましては、発生の予防と早期の対応が何よりも重要であると考えております。児童虐待についての通告・通報があった場合には、関係機関から情報収集を行い、目視による速やかな安全確認とともに各機関連携のもと相談体制を確立し対応しております。

現在児童虐待についての市の連携体制として、平成18年から「守口市児童虐待防止連絡会議」を設置し、関係機関相互の情報の共有を図っておりますが、相談件数も増加傾向にあり虐待に至る要因も複雑化しているなかで、より連携体制の強化を図る必要があるため、来年度、より多くの関係機関や専門家が参画した「要保護児童対策地域協議会」への移行を予定しております。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

配偶者暴力防止法改正により市町村についての規定の強化がなされ、配偶者からの暴力の防止が重要な課題であると認識しております。配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

本市では、市民が人権を尊重し安心・安全に生活していただくことをめざし、市民からの相談

に対応しており、さらに女性専用の相談窓口として「女性の悩み相談」を開設し、専門の相談員が様々な相談に応じております。また緊急時には関係機関と連携し、相談者の安全を確保することも含め、速やかに対応しております。

「配偶者からの暴力防止」や「相談窓口」に関する啓発につきましては、市広報紙・地域FM放送等で機会あるごとに広く市民に周知しております。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、平成18年6月に「男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進しているところです。今後とも大阪府や関係機関との連携を密にし、行動計画を推進してまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では、平成14年に「守口市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎での省エネルギーの徹底や公用車両にバイオエタノール混合ガソリンE3を使用するなど温室効果ガスの削減に努め、一定の効果を上げております。また市民や企業に対し、環境イベントなどを通じ温室効果ガス排出量の削減をなお一層啓発してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

古紙・古布、空き缶、びん・ガラス、ペットボトルの分別に加えて、さらなるごみ減量化・資源化を図るため、平成19年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を実施した結果、資源化

率は平成20年度で20%を超える実績となっております。今後とも循環型社会の形成に向け、より一層ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時用の食糧・生活必需品等の非常用物資を速やかに提供するため、避難所となる各小中学校に備蓄倉庫を設置し分散備蓄に努めるとともに、定期的な点検及び整備を行っております。また本市では、地域密着型の防災訓練を市内5ブロックに分けて毎年行っております。

地区を定めず避難所38ヶ所・避難地16ヶ所を指定しており、常日頃より家族等で避難場所等を話し合っただけように、防災マップの全戸・事業所への配付や広報への掲載及びふれあい講座により啓発・周知を図っております。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

本市の学校施設の耐震化は、最優先課題として平成20年3月に「守口市小中学校耐震化計画」を策定し、緊急性の高いものからその整備に努めています。今後も国の制度を活用し、できるだけ1棟でも多くの耐震化を進めていきたいと考えております。

民間建築物の耐震化を促進するために、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された住宅及び特定建築物の「耐震診断」と、特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした「耐震改修」の補助制度を実施しており、その拡充に努めております。また、これらの補助制度につきましては、ホームページ等の広報媒体を通じての啓発や、市民まつり等のイベント開催時にパンフレットを配布する等、今後も広く市民に周知してまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

守口警察署では、市防犯委員会等の協力を得た「防犯教室」や「ひったくり防止キャンペーン」等、特に春・秋には地域安全運動として関係機関・各種団体と一体となって啓発を行い、年末には防犯委員会が中心となり歳末夜警を行うなどと、地域住民の犯罪の被害防止に努めております。さらに安全で安心して利用できる地域をめざし、防犯体制の確立に取り組んでもらえるよう働きかけていきたいと考えております。

登下校時につきましては、安全・安心サポート事業による見守り隊や声かけ隊等、保護者や地域の協力もいただき、引き続き安全確保に努めてまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)等に基づき京阪各駅における駅舎エレベーター設置の際の補助や周辺道路のバリアフリー化に取り組んでいます。

また、道路交通網の改善につきましては、国・府と連携して計画的・効率的に実施すべきと考えております。また、地球温暖化防止からも公共交通の利用促進のための啓発に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

従来から課題となっている差別問題に加え、インターネットによる新たな人権侵害が生じておりますことは、認識しております。本市におきましては、すべての人の人権が尊重され安全で安心な生活を送ることができるまちづくりをめざし、大阪府・大阪府市長会を通じて、人権を救済する法整備に向け国に対して要請してまいります。また、憲法週間をはじめ人権週間など、機会

あるごとに関係機関と連携し、さらに充実した啓発活動に取り組んでまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、毎年8月に非核平和推進事業として「平和のつどい」を開催し、平和の大切さ、戦争の悲惨さ、命の尊さを改めて理解していただく機会を設けております。「平和のつどい」では、平和をテーマとした講演会や子ども向けの映画会の開催と、市民から寄贈していただきました戦時中の貴重な品物の展示など、多くの市民に当時の世相を身近に感じていただくことができ、子どもから大人までが理解を深めることができる事業となっております。

「戦争の悲惨さや平和の尊さ」を伝え発信していくことは重要な責務と認識し、今後とも充実した取り組みを進めてまいります。